

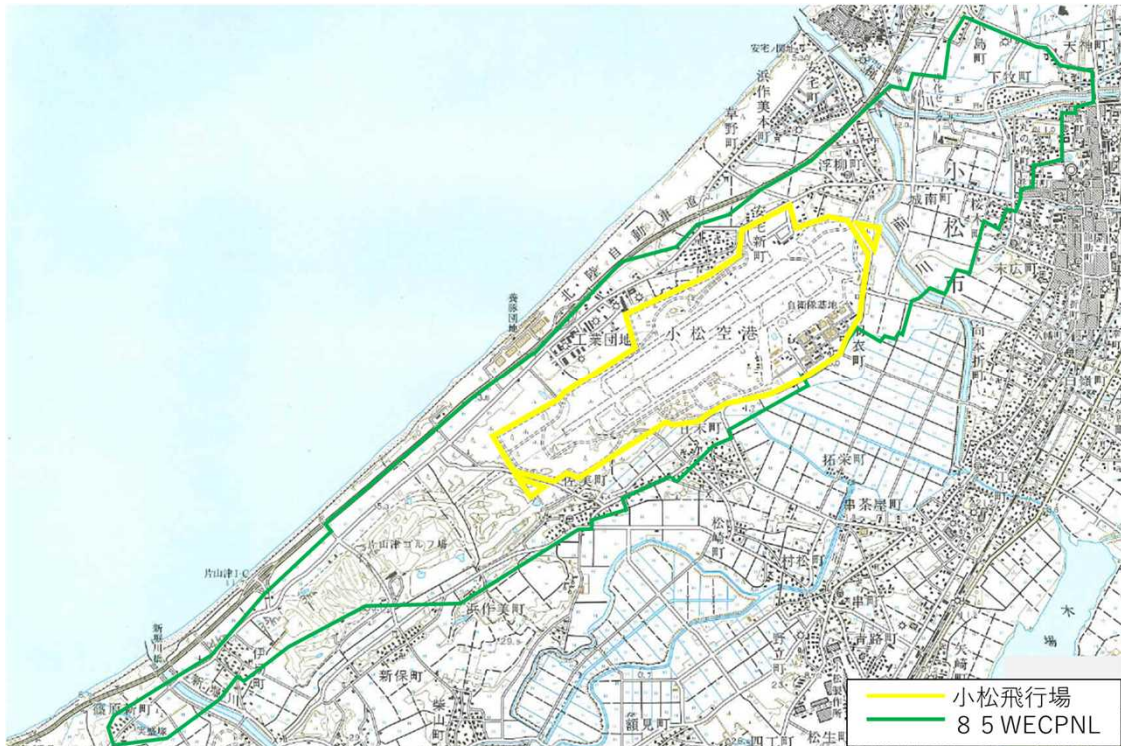
小松飛行場に係る告示後住宅の住宅防音工事について

小松飛行場周辺の第一種区域については、昭和59年12月の最終告示から相当な年数が経過しており、告示時点と比べて騒音状況が変化していることから、令和5年度から騒音度調査に着手し、F-35Aの1個目飛行隊の配備による影響も勘案して、3年間の騒音度調査を行い、令和8年度に第一種区域の見直しを行う考えです。

その上で、第一種区域見直しに併せた施策として、現行の85WECPNL以上の区域内に所在する告示後住宅の住宅防音工事を実施しているところですが、本工事に一定の進捗が図られたため、以下のとおり対象範囲を拡大いたします。

○ 対象となる区域・住宅

対象となる区域	対象となる住宅	
小松飛行場周辺の 第一種区域における 85WECPNL以上の区域	旧	昭和59（1984）年12月21日から平成6年（1994）年12月20日までに建設された住宅 【現在対象となっている日から10年】（今後段階的に延長予定）
	新	昭和59（1984）年12月21日から平成16年（2004）年12月20日までに建設された住宅 【現在対象となっている日から20年】（今後段階的に延長予定）



※上記（対象となる区域）の詳細図は、小松防衛事務所でご覧いただけます。又は、末尾のお問い合わせ先までご連絡ください。

○ 希望届受付開始日：令和6（2024）年10月1日（火）

- 告示後住宅の住宅防音工事の実施は、建築年が古い住宅から段階的に実施します。
- 希望届の先着順ではなく、一定の期間内に受付した希望届を建築年月が古い順に並び替えて工事は実施します。
- 昭和59年12月21日から平成6年12月20日までに建設された住宅については、上記受付開始日に関わらず、引き続き希望届を受付しています。

○ 住宅防音工事を希望される方について

- 住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届」に必要事項を記入し、近畿中部防衛局企画部防音対策課へ郵送してください。なお、ご質問などございましたら、下記へお問い合わせください。

○ 住宅防音工事希望届について

- 「住宅防音工事希望届」は、近畿中部防衛局企画部防音対策課及び小松防衛事務所、小松市役所空港・基地政策課、加賀市役所環境課、加賀市行政サービスセンター「かも丸ステーション」で配布しています。

【お問い合わせ先】 近畿中部防衛局 企画部 防音対策課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館6階

TEL：06-6945-4967